

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報公開

平成 27 年 9 月 30 日施行の「労働者派遣法改正法」に基づき、マージン率について公開します。

●マージン率とは

派遣先より株式会社トライ・アットリソースに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

■東京本社

東京都千代田区九段北 1 丁目 8-10 住友不動産九段ビル 7F

派遣労働者の数※	305 人
派遣先の数	87 社
マージン率 (①-②) ÷ ①	32.3%
派遣料金 1 人あたりの 1 日平均額①	14,805 円 (1 日 8 時間当たり換算)
派遣社員の 1 日あたりの平均賃金②	10,016 円 (1 日 8 時間当たり換算)
雇用安定措置を講じた人数	派遣先直接雇用人 16 人

■大阪支店

大阪府大阪市中央区南本町 3 丁目 6 番 14 号 イトビル 8F

派遣労働者の数※	284 人
派遣先の数	60 社
マージン率 (③-④) ÷ ③	32.5%
派遣料金 1 人あたりの 1 日平均額③	14,092 円 (1 日 8 時間当たり換算)
派遣社員の 1 日あたりの平均賃金④	9,511 円 (1 日 8 時間当たり換算)
雇用安定措置を講じた人数	派遣先直接雇用人 13 人

※業務委託等で稼働する契約社員・アルバイト数は含みません。

【福利厚生】

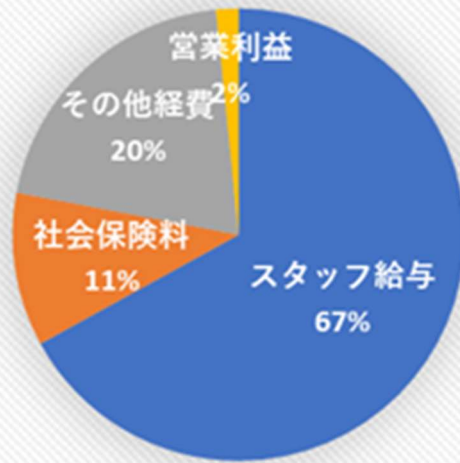
健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、健康診断、有給休暇、育児・介護休暇、スタッフ専用相談窓口

【教育訓練に関する事項】

入職時研修 (ビジネスマナー研修、安全衛生研修、個人情報保護研修)

キャリアアップ研修 (事務スキルアップ研修、販売スキルアップ研修、コミュニケーション力研修)

マージン率の内訳



■ スタッフ給与 ■ 社会保険料 ■ その他経費 ■ 営業利益

一番多くを占めるのが、スタッフの給与で料金総額の約 67%です。

次いで、スタッフの雇用主として負担する労災保険、雇用保険・厚生年金保険・健康保険など社会保険料が約 10%となります。また、スタッフの年次有給休暇を取得する際に、就業先に休暇期間について料金請求はできませんが、会社としては、スタッフの雇用主として賃金の支払いが生じる為、有給休暇負担分の費用が含まれています。その他、会社営業担当者やコーディネーターなどの人件費、オフィス賃借料、募集費等をはじめとする諸経費がかかることから、これらすべてを差し引いた残り約 1.6%程度が会社の営業利益となります。

【派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別】

労使協定を締結している（協定書の有効期間 令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

協定労働者の範囲（全ての派遣業務に従事する従業員）